**○○○○専用水道地震防災応急計画**（案）

（平成26年３月一部修正）

　この計画は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第７条の規定に基づく地震防災応急対策について必要な事項を定めるものとする。

１　組織、体制に関する事項

　(1) 組織の構成

　　　○○○○専用水道管理者（以下「管理者」という。）は、警戒宣言の発令を確認したときは、直ちに管理者及び役員をもって地震災害警戒本部（以下「本部」という。）を組織する。

　(2) 各部門の役割分担

ア　本部長は管理者をもってこれにあて、本部長は、本部の事務を統括する。

イ　本部に副本部長を置き、副本部長は本部長が指名する。

ウ　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

　(3) 役員の動員方法

　管理者の招集により動員するものとする。

　なお、役員は、警戒宣言が発令されたことを知ったときは、速やかに本部に参集するものとする。

２　地震予知情報等の伝達

　　警戒宣言が発令された場合、管理者は地震予知情報等の入手に努め、各役員、組合員への情報を速やかに伝達するとともに、必要に応じて関係機関への報告及び要請を行うものとする。

　(1) 情報伝達系統

　　　情報伝達系統は、別紙のとおり

　(2) 県保健福祉事務所との連絡体制

　　　県保健福祉事務所水道行政主管課への連絡は、管理者が行うこととする。

　　　連絡先　（　　　　保健福祉事務所　環境（生活）衛生課　tel　　　　　　　）

　(3) 市水道行政主管課への連絡は、管理者が行うこととする。

　　　連絡先※（　　　　　　　市　　　　　　　　　　　　課　tel　　　　　　　）

　　　※設置場所が町又は村の場合は、記入不要。

　(4) 市町村災害対策本部との連絡体制

　　　市町村災害対策本部への連絡は、管理者が行うこととする。

　　　連絡先　（　　　　　　　市　　　　　　　　　　　　課　tel　　　　　　　）

３　緊急貯水

　　警戒宣言が発令された場合、管理者は貯水槽等に緊急貯水を実施することとし、その操作要領については、別に定めるものとする。

　　また、居住者等に対する各家庭での緊急貯水について、広報するものとする。

　　管理者は、緊急貯水を行うために必要な水の確保のため、水道事業者等と調整を行うものとする。

４　施設点検及び工事の中止

　　二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後ただちに塩素注入設備、緊急しゃ断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとるものとする。

５　応急給水

　　発災後、市町村長等が行う応急給水に対しては、管理者の指揮のもと対応するものとする。また、各組合員へは、応急給水の受け入れのため、ポリタンク等を用意するよう指示連絡するものとする。

なお、応急給水における塩素消毒の効果の確認を行う等衛生対策には配慮するものとする。

６　応急復旧

　　被災した水道施設は可及的速やかに復旧するものとし、管理者は必要な資材等の確保建設業者の協力の確保等応急復旧に必要な調整を行うものとする。

７　組合員に対する教育、訓練

　　応急対策の実施を適確かつ速やかに実施するため平常から組合員に対する教育、訓練を実施するものとする。

また、市町村等が行う地震防災訓練、講習会等へ積極的に参加するものとする。

（別紙作成例）

情報伝達系統

本部長

（氏　名）

TEL〇〇‐〇〇〇〇

副本部長

（氏　名）

TEL〇〇‐〇〇〇〇

役　員

（氏　名）

TEL〇〇‐〇〇〇〇

役　員

（氏　名）

TEL〇〇‐〇〇〇〇

役　員

（氏　名）

TEL〇〇‐〇〇〇〇